

平田地区
復興まちづくり協議会・地権者連絡会

平成30年1月26日（金）
18:30～

開催場所：釜石・大槌地域産業育成センター

次第

- 1 市長からの挨拶
- 2 本日の趣旨とこれまでのふりかえり
- 3 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて
- 4 町界町名変更について
 - (1) 第1回住民アンケートについて
 - (2) 第1回住民アンケート結果について
 - (3) 第2回住民アンケートについて
 - (4) 第2回住民アンケート結果について
 - (5) 町界町名変更案について
 - (6) 町界町名変更のスケジュールについて
 - (7) 住所について
 - (8) 住所変更の手続きについて
- 5 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）
- 6 地区計画の策定について
- 7 平田埋立地の用途地域の変更について
- 8 意見交換

1. 市長からの挨拶

2. 本日の趣旨とこれまでのふりかえり

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。
今回の復興まちづくり協議会・地権者連絡会は、

- 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて
- 町界町名変更について
 - ・第1回住民アンケートについて
 - ・第1回住民アンケート結果について
 - ・第2回住民アンケートについて
 - ・第2回住民アンケート結果について
 - ・町界町名変更案について
 - ・町界町名変更のスケジュールについて
 - ・住所について
 - ・住所変更の手続きについて
- 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）
- 地区計画の策定について
- 平田埋立地の用途地域の変更について

について、次第に沿って説明させていただきます。

また、平田地区では「復興まちづくり協議会・地権者連絡会」を、これまで7回開催させていただいており、その中の主だった項目を御説明いたします。

平成25年度～平成26年度開催

○平成25年6月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・復興事業実施スケジュールについて
- ・平田幼稚園建設候補地について
- ・平田上中島線調査事業について
- ・住宅再建支援制度について ほか

○平成25年9月26日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・土地区画整理事業スケジュールの見直しについて
- ・土地区画整理事業の進捗について
- ・国道45号仮道路計画について
- ・平田地区避難誘導施設設置工事について ほか

○平成26年5月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・これから工事計画等の流れについて
- ・板木山仮置き場計画について
- ・国道45号整備の概要について ほか

○平成26年8月28日 工事説明会

平成26年度～平成27年度開催

○平成26年12月14日 公開試験盛土見学会

○平成27年3月10日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・工事進捗状況及びスケジュールについて
- ・宅地整備基準（案）について
- ・災害危険区域の指定について
- ・公開試験盛土の開催結果について
- ・平田漁港海岸防潮堤について
- ・釜石港湾口防波堤の復旧状況についてほか

○平成27年11月21日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・工事進捗状況及びスケジュールについて
- ・国道45号の工事進捗について
- ・災害危険区域の設定についてほか

○平成28年3月17日 工事説明会

平成28年度～平成29年度開催

○平成29年1月27日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・復興まちづくり計画の進捗状況について
 - ①復興まちづくり計画の進捗状況の概要
 - ②宅地引渡しスケジュールについて
- ・宅地引渡し可能時期のお知らせについて
- ・宅地品質の考え方について
- ・土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について
- ・町界、町名の変更と住居表示について
- ・下水道受益者負担金及び下水道使用料について ほか

○平成29年10月20日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会

- ・今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて
- ・町界町名変更について
- ・集会所の整備について
- ・消防屯所の整備について
- ・下水道受益者負担金及び下水道使用料について
- ・ごみ集積所の整備について
- ・消防水利・街路灯の整備について

○平成30年1月26日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会（今回）

3. 今後の工事及び宅地引渡しスケジュールについて

平田地区の計画図

【計画の考え方】

◆安全・安心の確保

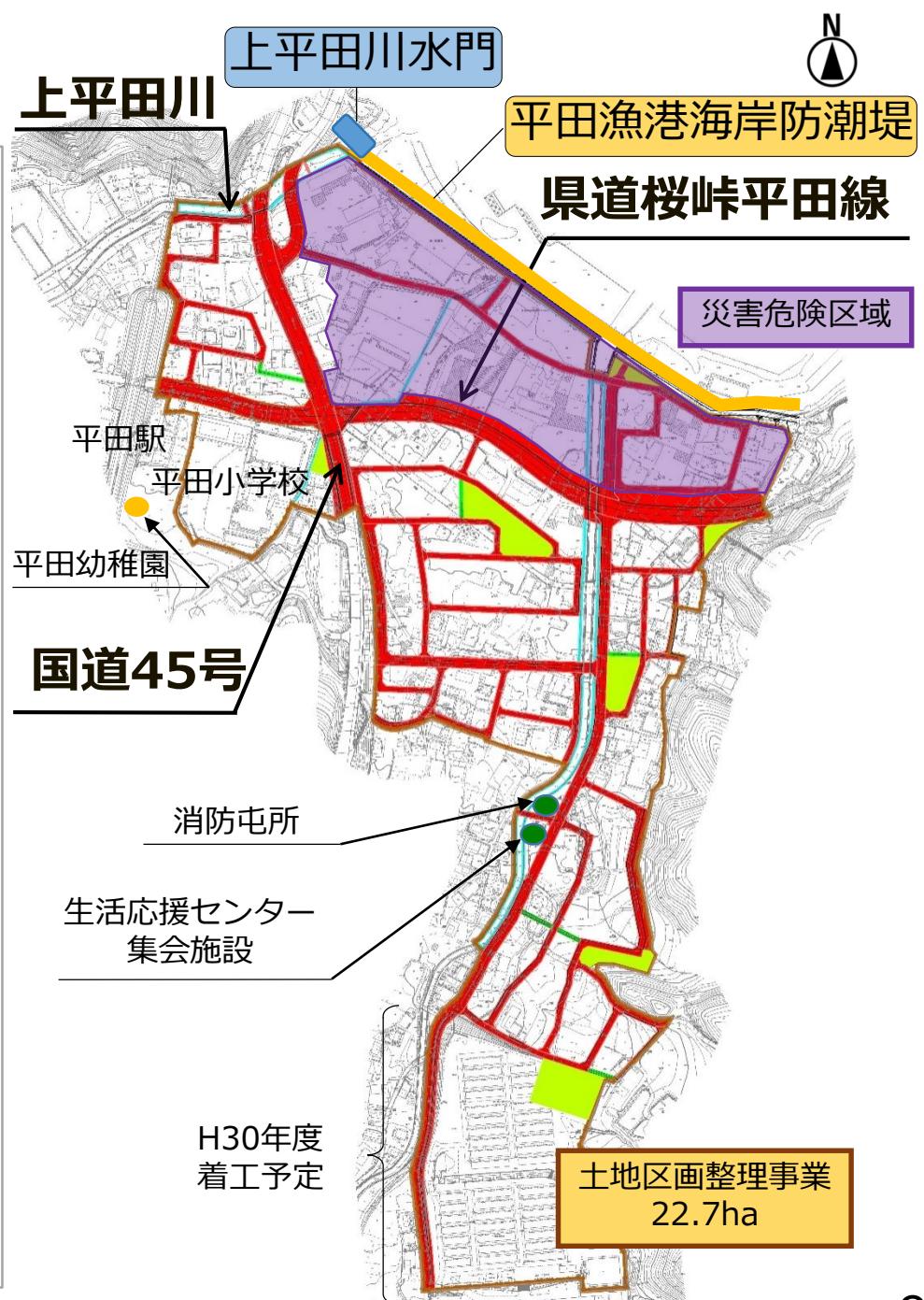
- ①施工後の県道桜峠平田線より南側については最大5m程度かさ上げ。
- ②国道45号を最大2m程度かさ上げ。(宅地は平均0.8mのかさ上げ)
- ③下平田川沿いの南北方向に9mの生活道路(区画道路)を整備するとともに、全ての宅地が区画道路に接道するように配置
- ④水門及び防潮堤(標高6.1m)を整備
- ⑤市民の憩いの場を提供するための公園整備
- ⑥道路整備に併せて上下水道施設を整備
- ⑦避難路・避難場所の整備
- ⑧見守り等地域ネットワークの構築
- ⑨ごみ箱の整備
- ⑩街路灯・防犯灯の整備
- ⑪消火栓・防火水槽の設置

◆公共施設等の整備

- ①生活応援センター、平田幼稚園、集会施設、消防屯所の整備
- ②駐在所の移設(上平田へ)
- ③岩手大学水産システム学コース・水産系大学院の設置
- ④岩手県立釜石祥雲支援学校の移設候補地

◆産業の再生

- ①漁港の復旧、漁港施設の整備、漁船の確保、養殖漁場や漁業関連施設等整備



※現時点での計画であり、今後の手続き等において変更があります。9

平成29年12月時点



平成29年12月時点



平成29年12月時点



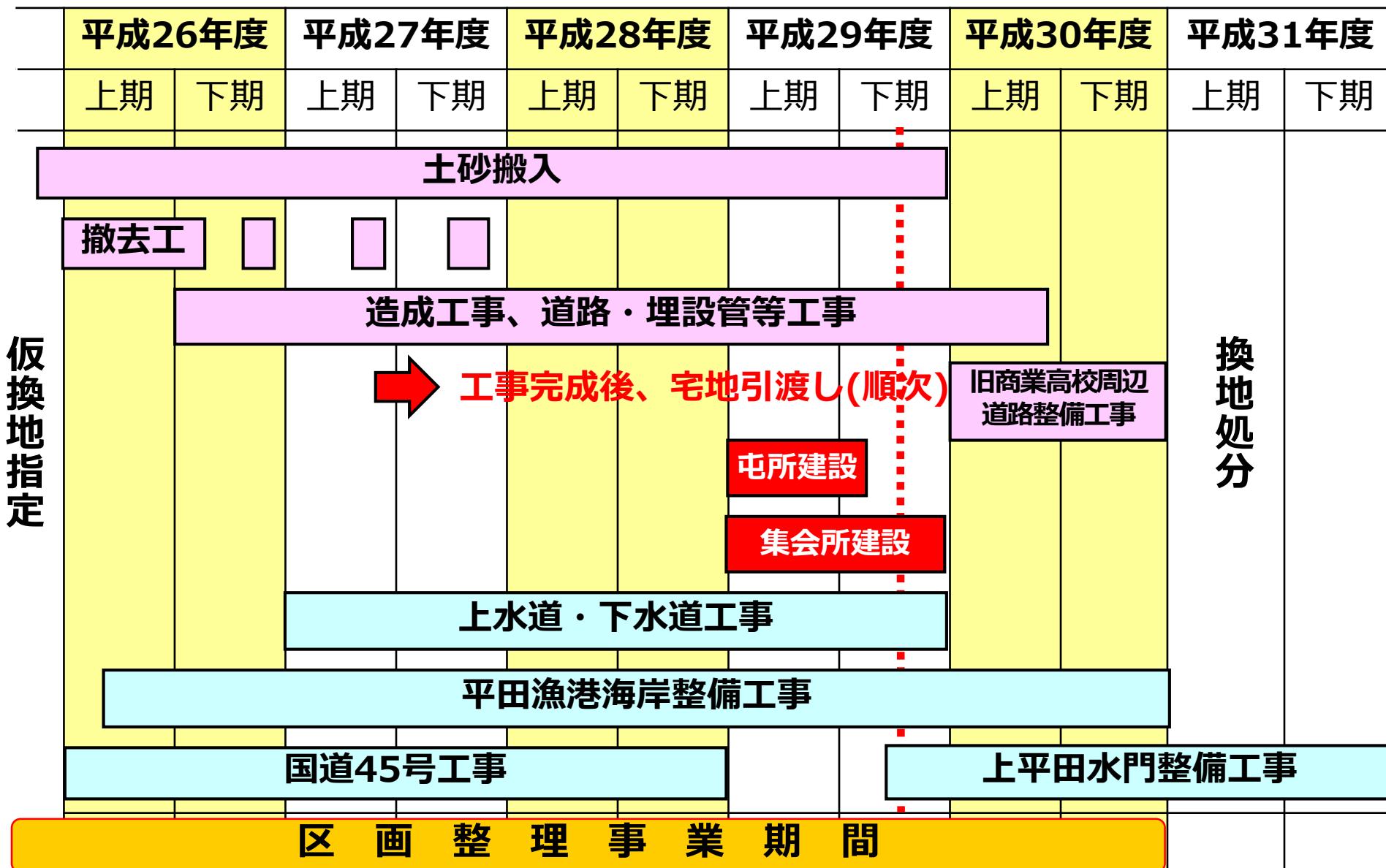
平成29年12月時点



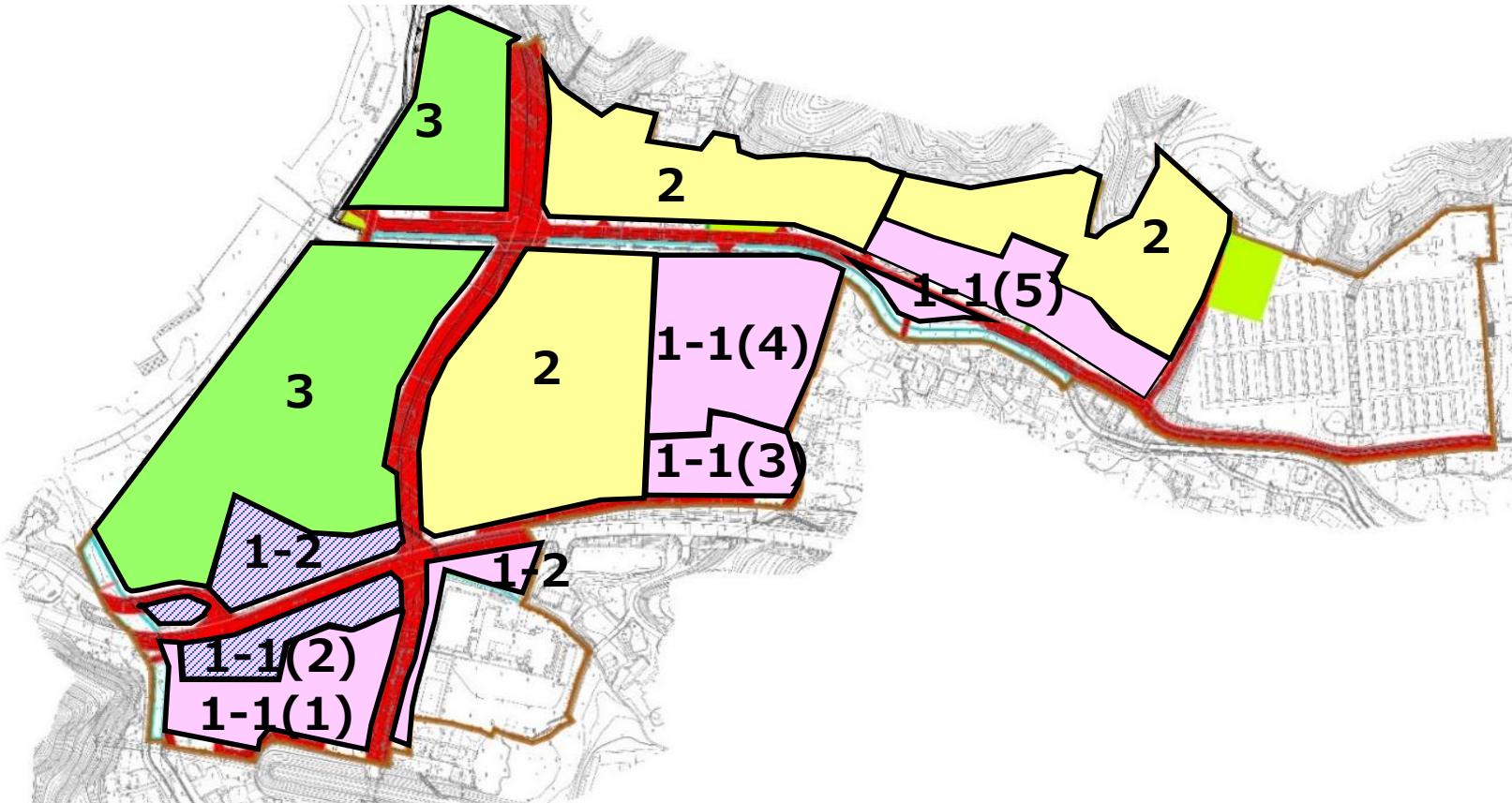
今後の工事スケジュール

現在

平田地区



※ 状況に応じて変更することがあります。



4. 町界町名変更について

(1) 第1回住民アンケート

■ 町界町名変更の素案を作成するため住民アンケートを次のとおり実施しました。

1 調査目的

町界町名変更の素案の作成にあたり、住民のみなさまの広く自由なご意見をあつめるため実施

2 調査対象

平田地区 住民・地権者及び事業者

3 調査期間

平成29年10月11日（水）～30日（月）

4 調査の方法及び回答状況

郵送による配布及び回収

配布数	回答数	回答率
623件	98件	15.7%

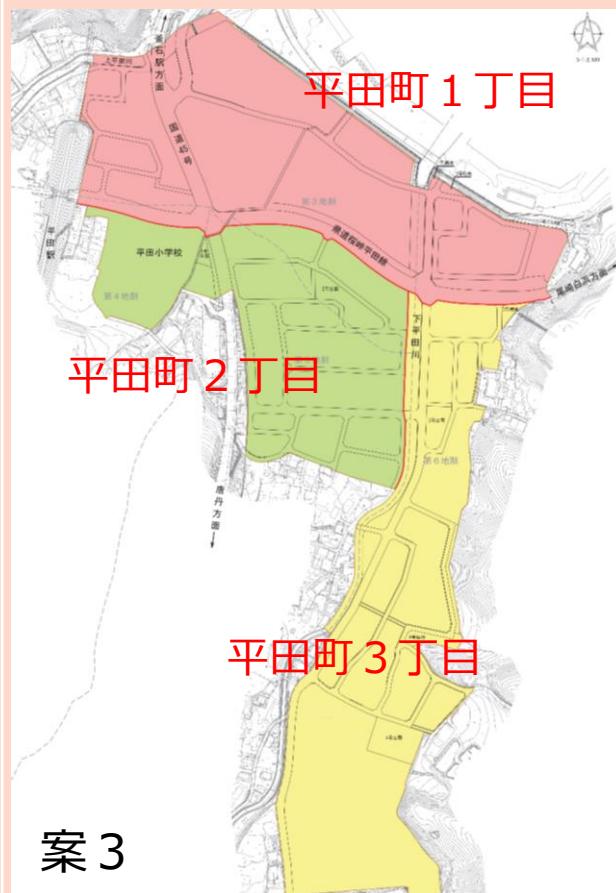
(2) 第1回住民アンケート結果①

■ 新町名について、次の3案からどの方法が良いか質問しました。

平田町（　）1丁目

（　）平田町1丁目

平田町1丁目3・4街区の地番



25件 (25.5%)

27件 (27.6%)

35件 (35.7%)

【その他】5件 (5.1%) 【未記入】6件(6.1%)

(2) 第1回住民アンケート結果②

- 新町名案・町界案について次のとおり意見がありました。

平田町()1丁目

- 平田町中央 1 丁目
- 平田町下平田 1 丁目
- 平田町板木 1 丁目
- 平田町新町 1 丁目
- 平田町新 1 丁目
- 平田町新町通 1 丁目 など

()平田町1丁目

- 下平田町 1 丁目
- 新平田 1 丁目
- 中央平田町 1 丁目
- 朝日平田 1 丁目

町界案について

- 国道に町界を設定し 4 分割する案などがありました。

(3) 第2回住民アンケート

■ 町界町名変更案を作成するため、2回目の住民アンケートを次のとおり実施しました。

1 調査目的

町界町名変更の案の作成にあたり、第1回住民アンケートに基づき作成した町名案の素案に対する意見を確認するため実施

2 調査対象

平田地区 住民・地権者及び事業者

3 調査期間

平成29年11月30日（木）～12月8日（金）

4 調査の内容

新町名の素案（3案）及び町界変更案（2案）に対し
どちらの素案が適当か選択

5 調査の方法

郵送による配布及び回収

配布数	回答数	回答率
623件	108件	17.3%

(4) 第2回住民アンケート結果①

■ 新町名について、次の3案からどの方法が良いか質問しました。

平田町中央1丁目



案1

13件(12.0%)

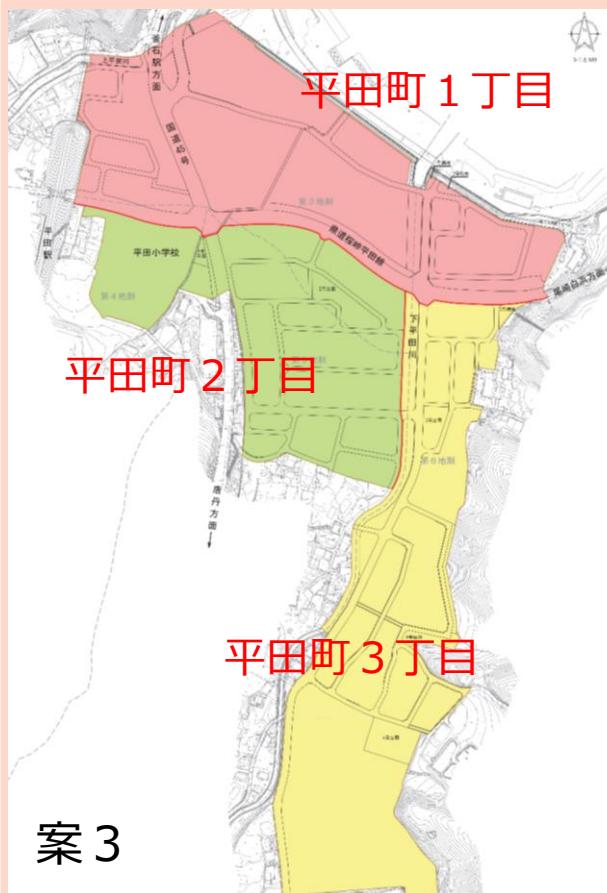
下平田町1丁目



案2

26件 (24.1%)

平田町1丁目3・4街区の地番



案3

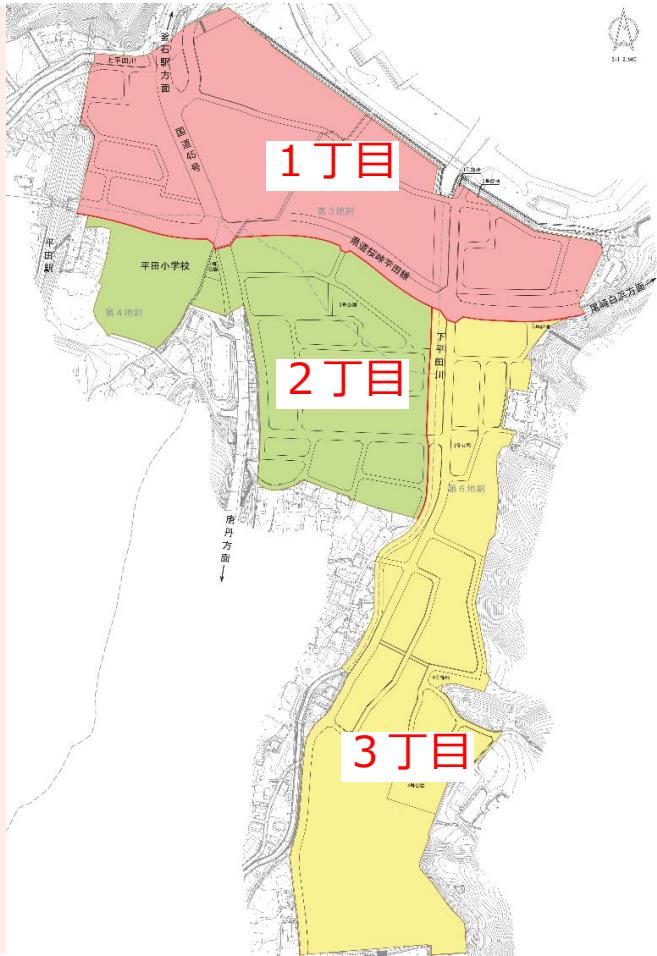
68件 (63.0%)

【未記入】1件(0.9%)

(4) 第2回住民アンケート結果②

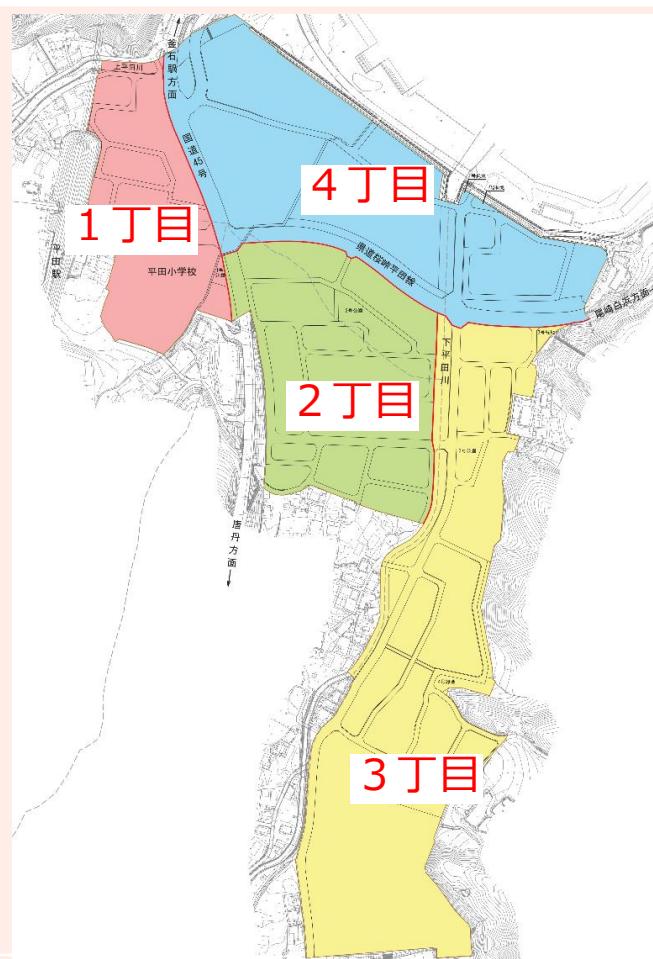
■ 町界変更について、次の2案からどの方法が良いか質問しました。

3分割案



61件 (56.5%)

4分割案



44件 (40.7%)

【未記入】3件 (2.8%)

(5) 町界町名変更案について

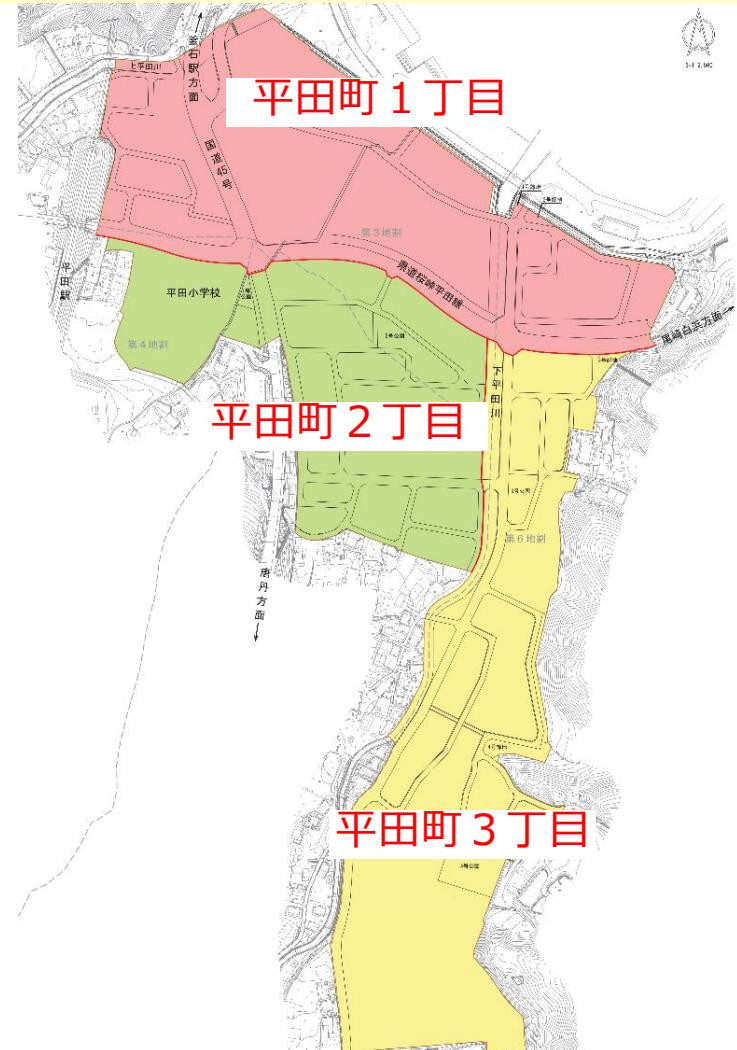
- 住民アンケートの結果、新町名案として「平田町1丁目 3・4行の地番」の案を回答者の約6割が選択しました。
 - また、町界案として区域内を「3分割案」を回答者の約6割が選択しました。
 - その結果に基づき、次の案を「町界町名変更の議案」として市議会に提出します。

町界町名変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
 - 「平田町」と「丁目」で表記する。
 - 平田町 1 丁目～3 丁目
 - ※登記簿上の丁目の数字は漢数字になります。
 - 地番は、従来の町名の地番と重複しないよう街区ごとに 100 番単位で設定する。
 - 地番の例
 - 101番、102番… 201番、202番、
 - 1001番…1102番…2202番…

表示の例

平田町1丁目 123番地
平田町2丁目 1234番地



(6) 町界町名変更のスケジュールについて

○素案の検討（平成29年10月予定）
住民説明会及び素案作成のためのアンケート実施

○素案の作成
アンケート結果に基づき素案3案を作成

○案の選択（平成29年12月予定）
新町名案の決定のためのアンケート実施

○案の決定（平成30年1月予定）
アンケート結果に基づき住民説明会の開催

○町界町名変更の議決（平成30年6月予定）
地方自治法第260条に基づく市議会の議決

○住所の変更
換地処分の公告の翌日に住所が変更されます

(7) 住所について

- 住所は土地の地番に基づき決まります。(住居表示は実施いたしません。)
- 住所は換地処分の公告の翌日に変更されます。
- 従来の地番は消滅するため、同じ住所にはなりません。

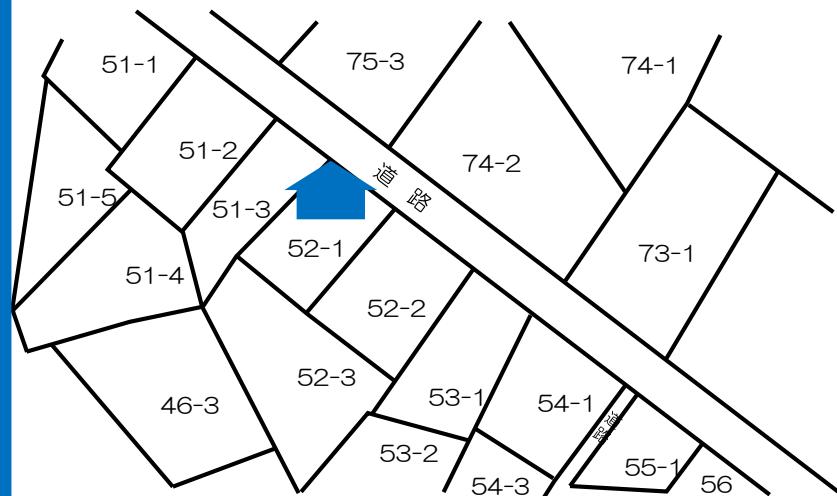
区画整理事業前

土地：大字平田第6地割 52番1

町名

地番

住所：大字平田第6地割 52番地1



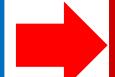
区画整理事業後

土地：平田町3丁目 302番

新町名

新地番

住所：平田町3丁目 302番地



黒字：事業前
赤字：事業後

(8) 住所変更の手続きについて

- 土地区画整理事業施行地区内の**住所**は「**換地処分の公告の翌日**」に変更されます。
- この変更に伴い、運転免許書や預金通帳などの住所を変更する手続きが必要となります。
- 具体的な手続き方法についてまとめた「**住所変更手続きのしおり**」を、変更日の1か月前までに対象者の皆様に配布いたします。

手続きが必要なもの

◎市役所が変更するもの

- ・住民票、印鑑証明書
- ・国民健康保険被保険者証
- ・国民年金・厚生年金受給者の住所
- ・上下水道の住所
- ・土地・建物登記簿の表題部 など

◎対象者の方に変更をお願いするもの

- ・本籍（希望される方のみ）
- ・マイナンバーカード
- ・社会保険証
- ・厚生年金被保険者の住所
- ・自動車運転免許証
- ・電気・電話・ガス・テレビ
- ・預金通帳、生命保険、株式
- ・土地・建物登記簿の権利部 など

平田地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴う
住所変更手続きのしおり
(平田町1丁目・2丁目・3丁目)

○○年○○月○○日(○)から
住所が変わります。

※住所変更手続きは、変更日よりも前に行なうことは
できませんので、ご注意ください。



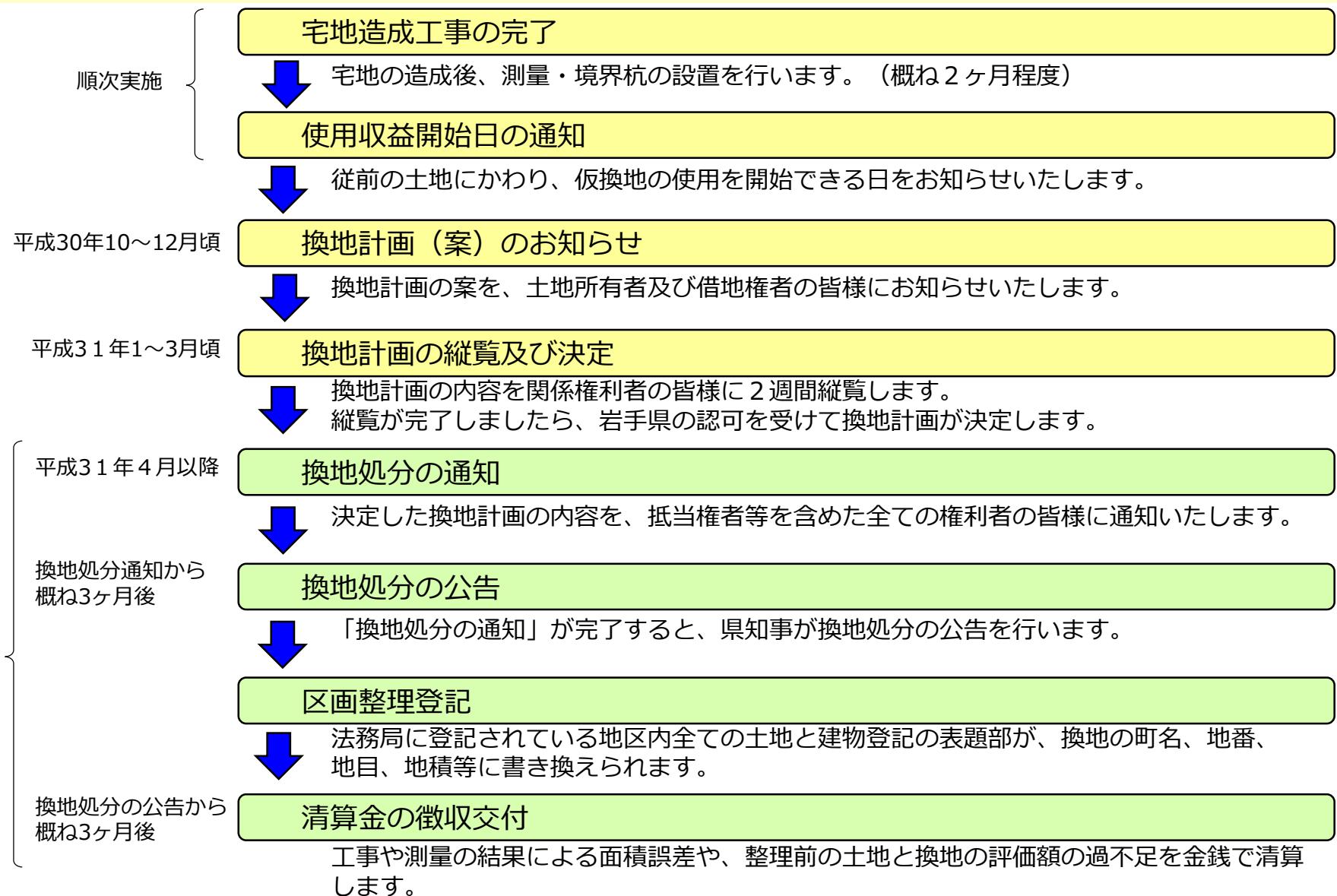
問い合わせ先
釜石市 復興推進本部 都市整備推進室 区画整理係
☎ (0193) 27-8437 内線157・209・471

5. 土地区画整理事業の換地処分に向けて（今後の流れ）

土地区画整理事業の換地処分に向けた流れ

- 土地区画整理事業の事業完了に向け、次のとおり手続きを進めてまいります。

※具体的な時期や詳細な内容については、実施時期に関係権利者の皆様にお知らせします。



使用収益開始日の通知について

使用収益開始日の通知

◎ 「使用収益開始日の通知」とは

仮換地を地権者の方が使用できる日をお知らせするものです。

※ この「**使用収益開始日の通知**」は、重要な書類（行政処分通知）です。再発行はできませんので大切に保管してください。

【利用する例】

- ・仮換地に建物を建築する場合
- ・土地売買などの権利変動
- ・土地を担保に融資を受ける場合 など

◎ 「使用収益の開始」とは

仮換地を使用できる状態になったことをいい、現地の管理についても施行者から土地権利者に変わります。

◎ 使用収益の開始時期について

平田地区においては、今年から順次開始します。

釜 石 市

使用収益開始ガイドブック

～仮換地の使用にあたり必要な手続き等～

「使用収益の開始」とは、皆様の仮換地（宅地）が使用できる状態になったことをいいます。
このガイドブックは、住宅の建築や土地の使用の手引きとなるよう作成いたしました。
今後の参考にご一読くださいますようお願いいたします。

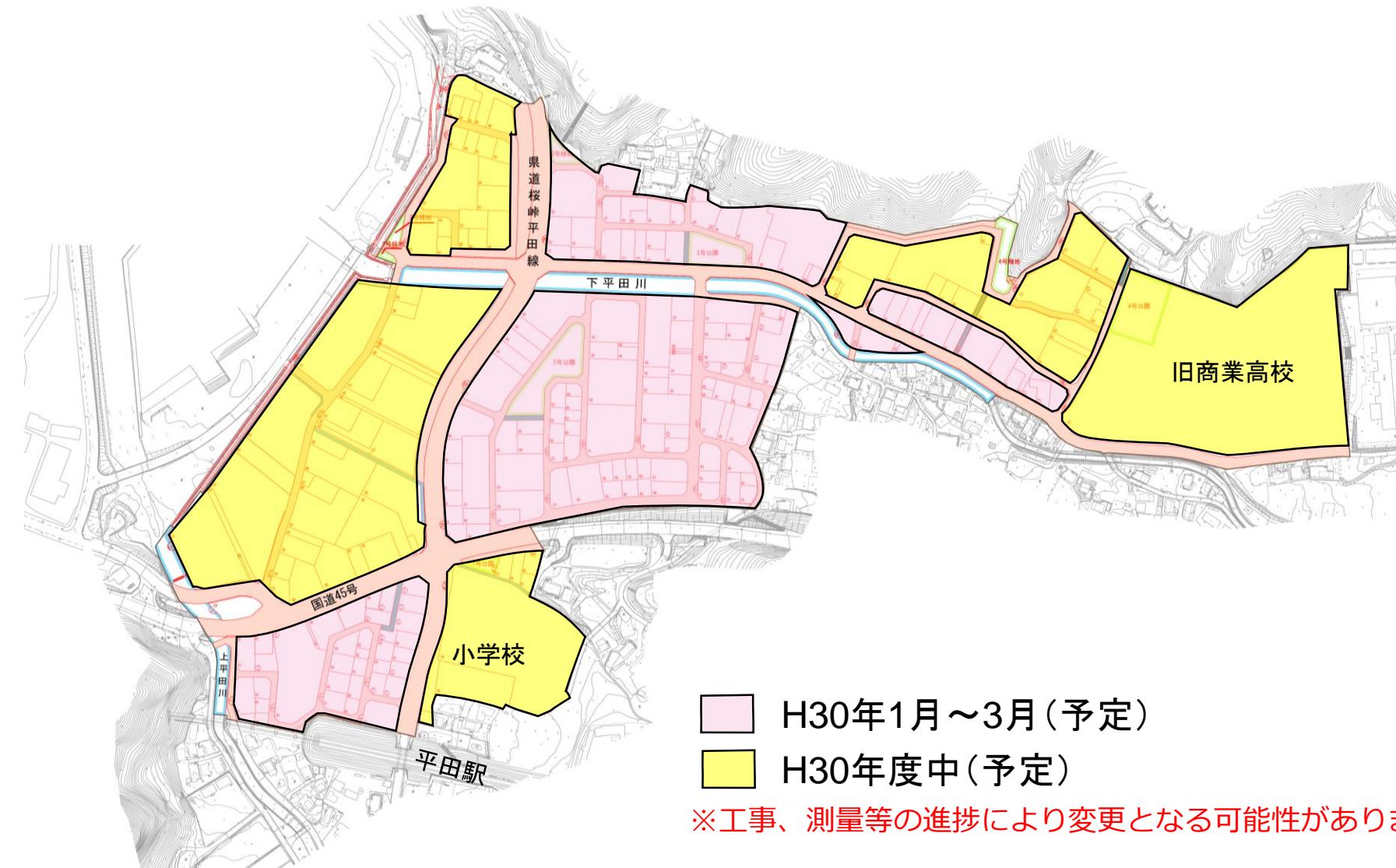
平成 29 年 8 月



釜 石 市

※ 使用収益の開始時に、ガイドブック
(上記) を皆さんへ配布しております。

使用収益開始スケジュール



換地計画（案）のお知らせについて

- 「換地計画（案）のお知らせ」は、換地計画の縦覧に先立ち、換地計画（案）の内容を事前に土地所有者及び借地権者の皆様にお知らせするものです。

換地計画について

「換地計画」とは、整理前の土地と換地（整理後の土地）の組み合わせや、権利関係のとりまとめ及び換地相互間の不均衡を是正するための清算金を定めるもので、具体的な内容は以下のとおりです。

① 換地明細書

整理前の土地と換地の町名、地番、地目、地積、所有権、借地権、抵当権等の権利関係

② 清算金明細書

整理前の権利価額と換地の権利価額及び清算金額

③ 換地図

換地の町名、地番、位置、形状

清算金について

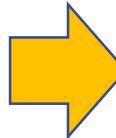
- 工事や測量の結果による面積誤差や、整理前の土地と換地の評価額の過不足を金銭で清算します。

従前地の面積

A 200m ²	B 150m ²	C 300m ²	D 350m ²
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

従前地と等価な換地面積

A' 180m ²	B' 135m ²	C' 270m ²	D' 315m ²
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------



	従前地 面積	従前地と 等価な 換地面積 ①	実際の 換地面積 ②	過不足 面積 ②-①
A	m ² 200	m ² 180	m ² 182	m ² +2
B	m ² 150	m ² 135	m ² 134	m ² -1
C	m ² 300	m ² 270	m ² 273	m ² +3
D	m ² 350	m ² 315	m ² 311	m ² -4

過不足を金銭で清算 ↑

実際の換地地積

A'' 182m ²	B'' 134m ²	C'' 273m ²	D'' 311m ²
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

6. 地区計画の策定について

地区計画とは

- ・ 都市計画法に基づき、地域の実情に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定められる制度です。
- ・ まちづくりの目標となる「地区計画の方針」と、目標を達成するための「地区整備計画」などを定めます。

地区計画の策定の必要性

- ・ 平田地区は、津波対策のため土地区画整理事業により土地が嵩上げされ、津波災害に対して一定の安全性を有する宅地が形成されています。
- ・ 造成後の無秩序な土地の改変による津波災害に対する安全性の低下を防止する必要があります。

「名称」

平田地区 地区計画

「対象区域」

平田地区被災市街地土地区画整理事業の施行区域

面積：約 22.9ha

「地区計画の方針」

【目標】

津波からの安全なまちづくりを目指し土地区画整理事業を行い、地盤を嵩上げすることにより、安全な市街地の形成を図ることを目標とする。

【方針】

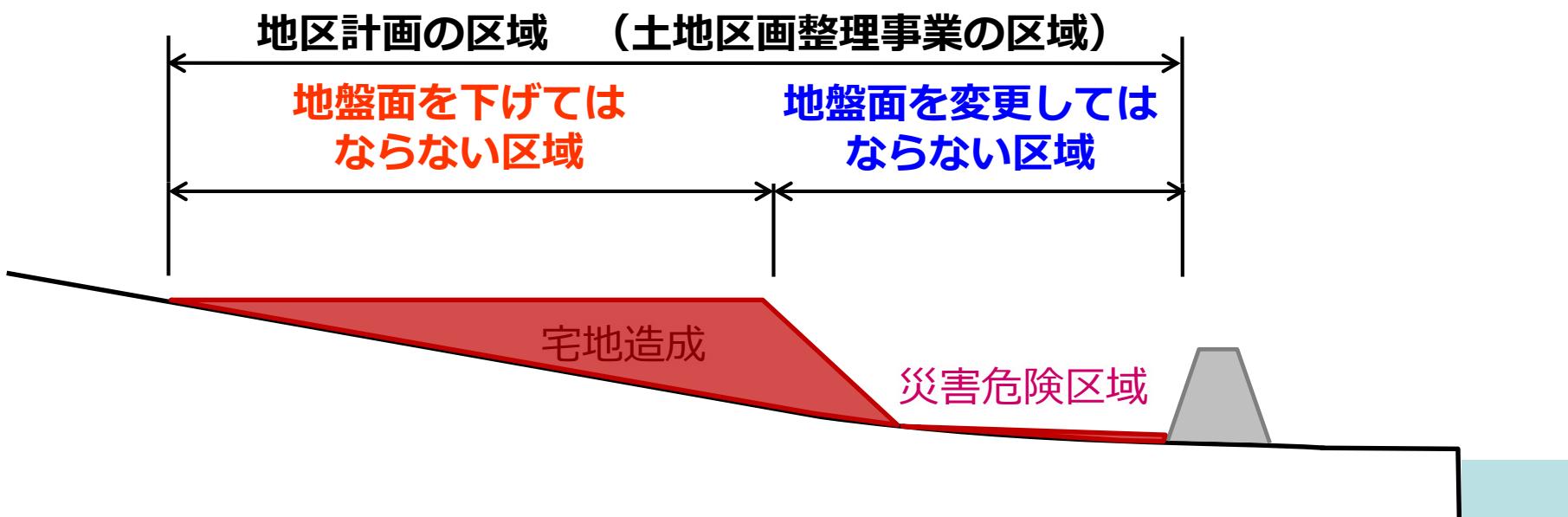
地盤面の高さは、土地区画整理事業の造成工事竣工時の高さを維持するように努め、安全・安心な市街地形成を目指す。

「地区整備計画」

- 地盤面の高さは、土地区画整理事業の造成竣工時の高さから下げてはならない。
- 災害危険区域が指定された区域の地盤面の高さは、原則として造成竣工時の高さを変更してはならない。

【制限しない土地の変更】

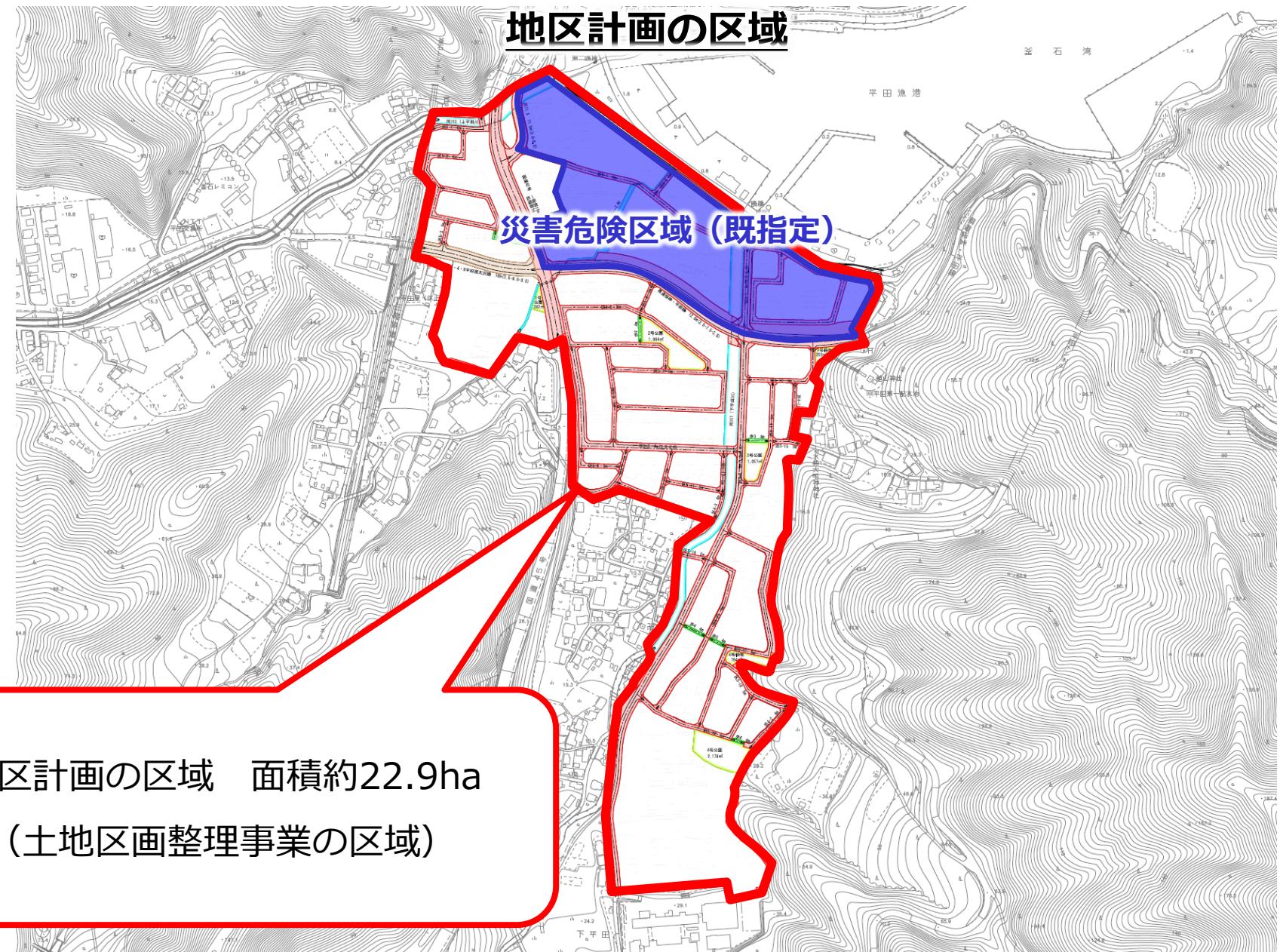
- 整地（土壤入れ替え、隣接する高さの違う宅地を整地する場合等）のための変更
- 造園、出入り口又は車庫の設置のための変更



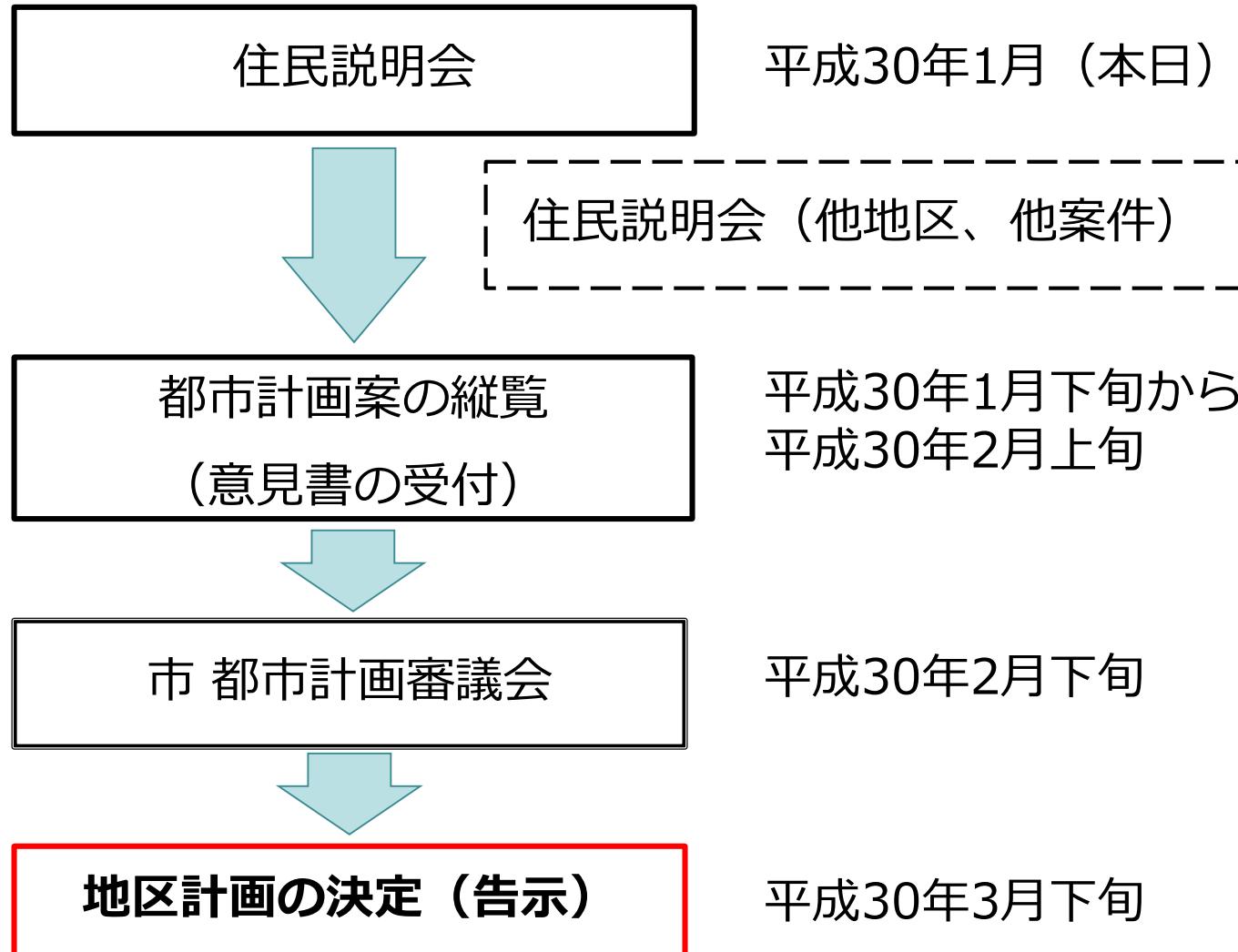
地区計画の区域

災害危険区域（既指定）

地区計画の区域 面積約22.9ha
(土地区画整理事業の区域)



スケジュール



地区計画が決定された場合

【建築行為等の届け出】

- ・ 建築行為等（※1）を行う場合、着手の30日前までに、市への届け出（※2）が必要となります。
- ・ 建築確認申請とは別の手続きとなります。
- ・ 土地区画整理事業の完了後も届け出が必要です。

※1：「建築行為等」

- ・ 土地の区画形質の変更をする場合
(敷地の切土や盛土などの造成工事を行う場合)
- ・ 建築物の建築や工作物の建設を行う場合

※2：「届け出先」

釜石市役所 建設部 都市計画課 0193-22-2111 内線432

7. 平田埋立地の用途地域の変更について

【用途地域とは】

- ・住居・商業・工業など大枠の土地利用を定めるもので、12種類の指定が可能です。
現在、釜石市は10種類を指定。（第二種低層住居専用地域と準住居地域は指定していない）
- ・それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が制限されます。

第一種低層住居専用地域



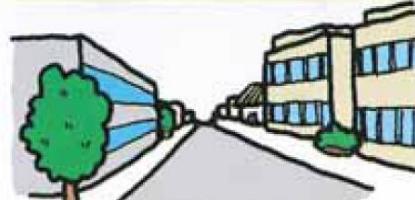
低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

【都市計画の変更案（市全域）】

種類	変更前面積	変更後面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度
第一種低層住居専用地域	約 94ha	約94ha	8／10以下	4／10以下	1.0m	—	10m
第一種中高層住居専用地域	約 322ha	約322ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	約 60ha	約 60ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
第一種住居地域	約 321ha	約321ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
第二種住居地域	約 4.5ha	約 4.5ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
近隣商業地域	約 57ha 約 22ha	約 57ha 約 22ha	20／10以下 30／10以下	8／10以下	—	—	—
小計	約 79ha	約 79ha					
商業地域	約 46ha	約 46ha	40／10以下	—	—	—	—
準工業地域	<u>約 221ha</u>	<u>約239ha</u>	20／10以下	6／10以下	—	—	—
工業地域	約 35ha	約 35ha	20／10以下	6／10以下	—	—	—
工業専用地域	<u>約 275ha</u>	<u>約258ha</u>	20／10以下	6／10以下	—	—	—
合計	約 1,458ha	約 1,458ha					

凡 例

用 途 地 域	建 べ い 率 (%)	容 積 率 (%)
第1種低層住居専用地域	40	80
第1種中高層住居専用地域	60	200
第2種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
近隣商業地域	80	300
商 業 地 域	(80)	400
準 工 業 地 域	60	200
工 業 地 域	60	200
工 業 専 用 地 域	60	200



凡 例

用 途 地 域	建 べ い 率 (%)	容 積 率 (%)
第1種低層住居専用地域	40	80
第1種中高層住居専用地域	60	200
第2種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
近隣商業地域	80	300
商 業 地 域	(80)	400
準 工 業 地 域	60	200
工 業 地 域	60	200
工 業 専 用 地 域	60	200

【 変 更 後 】

平田埋立地に高度専門人材を育成する大学施設を誘導するとともに、既存の産業研究施設と連続的な土地利用を図り、工業系土地利用と調和した産業研究集積拠点の形成を図るため、用途地域を変更します。



変更前：工業専用地域
変更後：準工業地域
面 積：約17.2ha

【建築物の用途制限の変更概要】

- ・住宅、学校、病院の建築が可能となります。※別途、災害危険区域を指定します。
- ・ホテル、映画館、キャバレー等の建築が可能となります。
- ・大規模集客施設の立地が可能となります。※別途、特別用途地区を指定し制限します。
- ・危険性・環境悪化が大きい工場の建築が不可となります。

例	示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域 (市街化調整区域を除く)
住宅、小規模の兼用住宅														
幼稚園、小・中・高等学校														
神社、寺院、教会、診療所														
病院、大学														
2階以下かつ床面積150m ² 以内の店舗、飲食店														
2階以下かつ床面積500m ² 以内の店舗、飲食店														
上記以外の物販売業を営む店舗、飲食店 ※は不可						☆	★							
上記以外の事務所等						☆	★							
ホテル、旅館							★							
カラオケボックス ※は不可														
劇場、映画館 ※は不可								◇						
※劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000m ² を超えるもの														
キャバレー、ナイトクラブ等														
2階以下かつ床面積300m ² 以下の独立車庫														
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫														
自動車修理工場								○	○	△	▲	▲		
危険性・環境悪化のおそれがやや多い工場														
危険性・環境悪化が大きい工場														

注) ☆印については、3階以上又は1,500m²を超えるものは建てられない。

★印については、3,000m²を超えるものは建てられない。

◇印については、客席部分が200m²以上のものは建てられない。

●印については、物販販売店舗、飲食店が建てられない。

○印については、作業場の床面積が50m²を超えるものは建てられない。

△印については、作業場の床面積が150m²を超えるものは建てられない。

▲印については、作業場の床面積が300m²を超えるものは建てられない。

【建ぺい率・容積率の制限】（釜石市の指定内容）

建ぺい率・容積率に変更はありません。

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
第一種低層住居専用地域	40	80
第二種低層住居専用地域	釜石市は無指定	釜石市は無指定
第一種中高層住居専用地域	60	200
第二種中高層住居専用地域	60	200
第一種居住地域	60	200
第二種居住地域	60	200
準居住地域	釜石市は無指定	釜石市は無指定
近隣商業地域	80	200、300
商業地域	80	400
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
工業専用地域	60	200

※ 無指定地域：建ぺい率70%、容積率200%

●容積率と建ぺい率の考え方

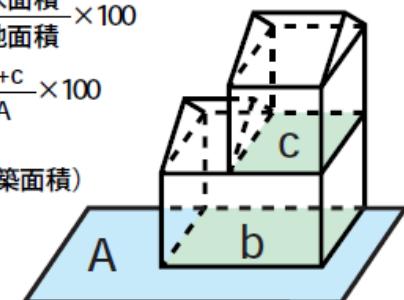
$$\text{建ぺい率(%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

$$(\text{下図の場合}) = \frac{b}{A} \times 100$$

$$\text{容積率(%)} = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

$$(\text{下図の場合}) = \frac{b+c}{A} \times 100$$

A=敷地面積
b=1階床面積(建築面積)
c=2階床面積

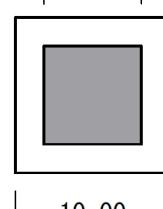


(建ぺい率のイメージ)

【 40% 】

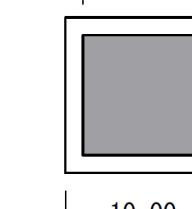
6.32

10.00



【 60% 】

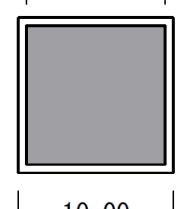
7.74



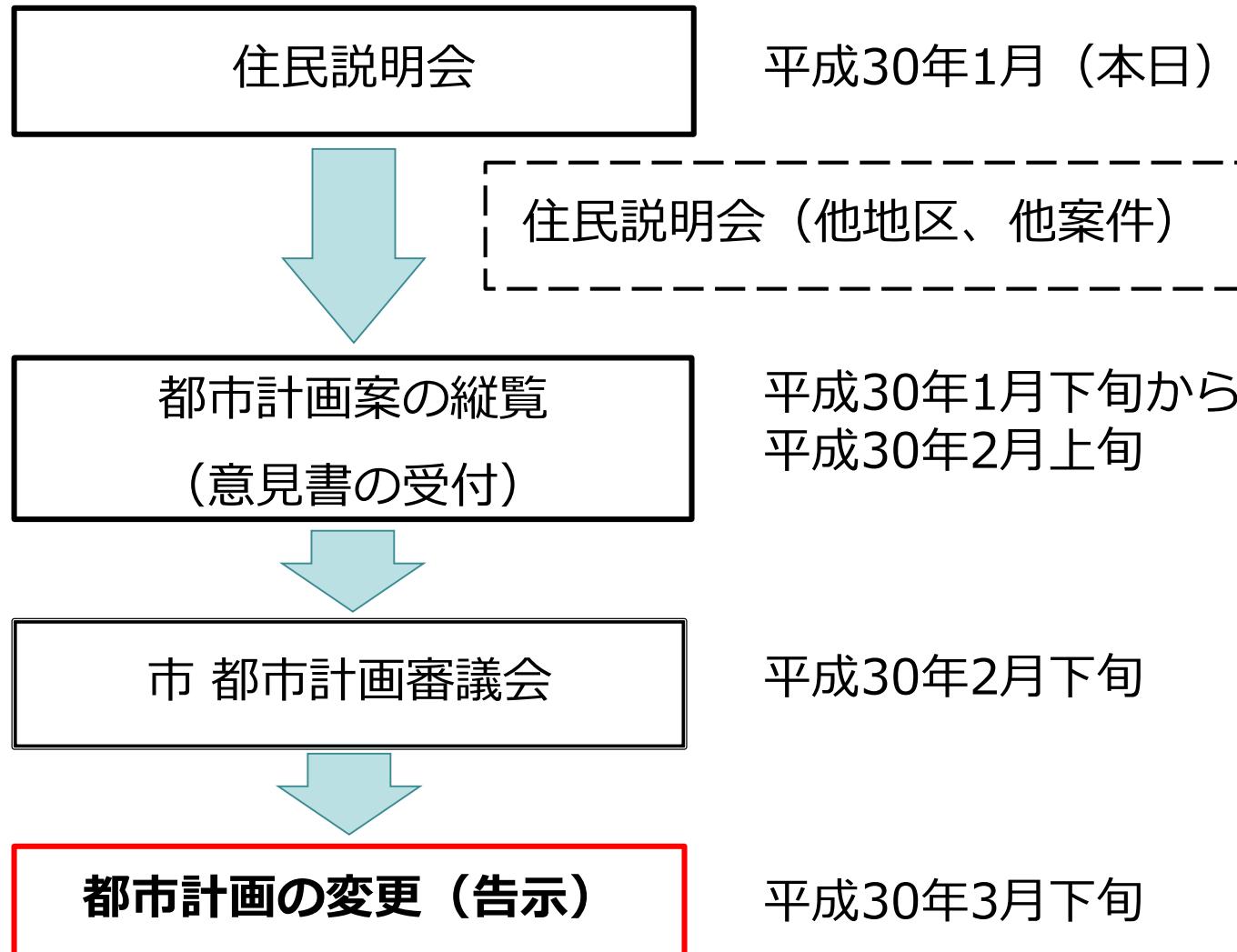
【 80% 】

8.94

10.00



スケジュール



8. 意見交換
